

当組合の保険募集指針

当組合は、生命保険募集および損害保険募集(以下保険募集という)にあたっては、保険業法・保険業法施行規則、その他法令を遵守するとともに、次の事項にもとづき適切な保険募集を行います。

なお、当組合が行う保険募集は、お客さまと当組合との他のお取引に影響を与えることはありません。

1. 募集する保険商品および引受保険会社

お客さまに対して当組合が募集を行う生命保険契約および損害保険契約(以下保険契約という)の引受保険会社および保険商品につきましては、当組合ホームページもしくは支店窓口の「当組合の取扱保険商品一覧表」でご確認いただけます。

保険商品は預金等ではありません(預金保険制度の対象外です)。保険契約はお客さまと保険会社との取引になりますので、保険契約の引受や保険金等のお支払いは引受保険会社がおこないます。

なお、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金や返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が減額される場合があります。(詳細につきましては、「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください)。

2. 募集する保険商品に関する適切な情報提供

当組合が取扱う保険商品の中からお客さまご自身のご判断により商品を自由に選択いただけますよう「取扱保険商品一覧表」を作成しています。

3. 保険募集に係る制限について

法令等により一部の保険商品につきましては、以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。

(1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品はお取り扱いできません。

こうした制限の課せられる可能性のある商品につきましては、あらかじめお客さまの勤務先や当組合への事業性資金の融資申込み状況等をお教えいただき、当組合でのお取扱が可能かどうかを確認させていただくこととなりますのでよろしくごお願い申し上げます。

- A. 当組合から事業に必要な資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
- B. 常時従事する従業員が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2) 当組合は法令上の特例措置に基づき、上記(1)に該当する当組合の組合員の方、常時従事する従業員が21名以上の融資先法人等の役員・従業員の方を保険契約者とする一部の保険商品の保険契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金その他給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)について、以下に定める金額を限度にお取り扱いさせていただきます。

① 生存または死亡に関する保険金額等: 1,000万円

② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等

ア 診断給付金(一時金形式): 1保険事故につき100万円

イ 診断給付金(年金形式): 月額換算5万円

ウ 疾病入院給付金: 日額5千円(特定の疾病に係る保険は日額1万円)

エ 疾病手術等治療給付金: 1保険事故につき20万円(特定の疾病に係る保険は40万円)

上記(1)に該当する場合は、当組合は法令上の制限の課せられている保険商品の保険募集を行えません(当組合の組合員の方は除きます)。お客さまのご希望により、当組合の提携代理店をご紹介させていただきます。

<当組合の取扱商品について>

一部の保険商品とは、住宅関連信用生命保険、住宅関連長期火災保険、住宅関連債務返済支援保険、海外旅行保険、個人年金保険(法人除)、財形保険、年金払積立傷害保険(法人除)、財形傷害保険、積立傷害保険、積立火災保険、事業関連の損害保険(特定関係者のみ)、一時払終身保険(法人除)、一時払養老保険(法人除)を除いた保険商品をいいます。

4. 当組合の募集代理店としての販売責任について

当組合では、お客さまへの保険募集に際し各種法令等の遵守に努めておりますが、万一、保険業法や金融商品販売法等に基づく説明義務違反等によりお客さまに損害が生じた場合には、保険代理店としての販売責任を負います。

なお、保険契約の中途解約や変額年金の運用利回りの低下による元本割れ、引受保険会社の経営破綻等の事由によりお客さまに損害が生じた場合には当組合はこの損害を填補いたしません。

5. お客さまからのお問い合わせ(苦情・ご相談)窓口

当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。当組合の本支店窓口または下記までお申し出ください。

■保険募集に係る苦情・ご相談について

新潟県信用組合 総務部

TEL 025 - 228 - 4111

eメール webmaster@niigata-kenshin.co.jp/

URL <https://www.niigata-kenshin.co.jp/>

(受付時間 当組合営業日の午前9時～午後5時)

■契約内容・各種お手続きに関するご照会について

新潟県信用組合 業務部

TEL 025 - 228 - 4111

eメール gyoumu@niigata-kenshin.co.jp

URL <https://www.niigata-kenshin.co.jp/>

(受付時間 当組合営業日の午前9時～午後5時)

なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。

当組合では保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

以上